

## 小樽市公害防止条例施行規則の一部改正について

### 1 改正の理由

国は、令和4年4月1日、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の項目である「六価クロム」については、新たな知見を踏まえ、環境基準値を変更した。また、生活環境の保全に関する環境基準の項目である「大腸菌群数」については、簡便な大腸菌の培養技術が確立されたことを踏まえ、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標である「大腸菌数」に見直した。

このことを踏まえ、国は、「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）を令和6年1月25日（六価クロム化合物に係る基準は令和6年4月1日施行、大腸菌数に係る基準は令和7年4月1日施行）に改正した。

小樽市公害防止条例（昭和50年条例第23号）において、特定施設を設置する工場等の設置者が遵守すべき基準（規制基準）を規則（小樽市公害防止条例施行規則（平成51年規則第35号））で定めることとしており、規則において、汚水等に係る排水基準を定めている。この規則で定める排水基準は、国の排水基準を定める省令に定める排水基準に準拠しているため、改正を行うものである。

また、排水基準を定める省令はこれまでも改正されていたが、本市規則は平成6年の省令改正に合わせた改正以降、改正が成されていなかったため、合わせて所要の改正を行うもの。（下記改正履歴参照）

#### 【排水基準を定める省令に定める排水基準の改正履歴】

- H13.7.1施行（ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物追加）
- H18.12.11施行（亜鉛 5mg/L→2mg/L）
- H23.11.1施行（1,1-ジクロロエチレン 0.2 mg/L→1.0mg/L）
- H24.5.25施行（1,4-ジオキサン 追加）
- H26.12.1施行（カドミウム 0.1mg/L→0.03mg/L）
- H27.10.21施行（トリクロロエチレン 0.3mg/L→0.1mg/L）

## 2 改正内容【新旧対照表】

### 小樽市公害防止条例施行規則 別表第6号の2 汚水等に係る排水基準

#### (1)人の健康の保護に係る項目

	改正前		改正後
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム <b>0.1</b> ミリグラム	カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム <b>0.03</b> ミリグラム
シアン化合物	1 リットルにつきシアン 1 ミリグラム	シアン化合物	1 リットルにつきシアン 1 ミリグラム
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 リットルにつき 1 ミリグラム	有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 リットルにつき 1 ミリグラム
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.1 ミリグラム	鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.1 ミリグラム
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム <b>0.5</b> ミリグラム	六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム <b>0.2</b> ミリグラム
ヒ素及びその化合物	1 リットルにつきヒ素 0.1 ミリグラム	ヒ素及びその化合物	1 リットルにつきヒ素 0.1 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.005 ミリグラム	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.005 ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム	PCB	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム
トリクロロエチレン	1 リットルにつき <b>0.3</b> ミリグラム	トリクロロエチレン	1 リットルにつき <b>0.1</b> ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム	テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム	ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき <b>0.0</b> ミリグラム	四塩化炭素	1 リットルにつき <b>0.02</b> ミリグラム
1・2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム	1・2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム
1・1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき <b>0.2</b> ミリグラム	1・1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき <b>1</b> ミリグラム
シス-1・2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.4 ミリグラム	シス-1・2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.4 ミリグラム
1・1・1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 3 ミリグラム	1・1・1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 3 ミリグラム
1・1・2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム	1・1・2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
1・3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム	1・3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム	チウラム	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
シマジン	1 リットルにつき 0.03 ミリグラム	シマジン	1 リットルにつき 0.03 ミリグラム
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム	チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム	ベンゼン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム

セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム	セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム
		ホウ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1 リットルにつきホウ素 10 ミリグラム 海域に排出されるもの 1 リットルにつきホウ素 230 ミリグラム
		フッ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1 リットルにつきフッ素 8 ミリグラム 海域に排出されるもの 1 リットルにつきフッ素 15 ミリグラム
		アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 ミリグラム
		1・4-ジオキサン	1 リットルにつき 0.5 ミリグラム

別表第6号の2(2)生活環境の保全に係る項目

改正前		改正後	
水素イオン濃度 (水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下	水素イオン濃度 (水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	160 (日間平均 120)	生物化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	160 (日間平均 120)
化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	160 (日間平均 120)	化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	160 (日間平均 120)
浮遊物質 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	200 (日間平均 150)	浮遊物質 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	200 (日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム)	5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム)	30	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム)	30
フェノール類含有	5	フェノール類含有	5

量 (単位 1 リットル につきミリグラ ム)		量 (単位 1 リットル につきミリグラ ム)	
銅含有量 (単位 1 リットル につきミリグラ ム)	3	銅含有量 (単位 1 リットル につきミリグラ ム)	3
亜鉛含有量 (単位 1 リットル につきミリグラ ム)	5	亜鉛含有量 (単位 1 リットル につきミリグラ ム)	2
溶解性マンガン含 有量 (単位 1 リットル につきミリグラ ム)	10	溶解性マンガン含 有量 (単位 1 リットル につきミリグラ ム)	10
溶解性鉄含有量 (単位 1 リットル につきミリグラ ム)	10	溶解性鉄含有量 (単位 1 リットル につきミリグラ ム)	10
クロム含有量 (単位 1 リットル につきミリグラ ム)	2	クロム含有量 (単位 1 リットル につきミリグラ ム)	2
フッ素含有量 (単位 1 リットル につきミリグラ ム)	15		
大腸菌群数 (単位 1 立方セン チメートルにつき 個)	日間平均 3,000	大腸菌数 (単位 1 ミリリッ トルにつきコロニ ー形成単位)	日間平均 800
窒素含有量 (単位 1 リットル につきミリグラ ム)	120 (日間平均 60)	窒素含有量 (単位 1 リットル につきミリグラ ム)	120 (日間平均 60)
リン含有量 (単位 1 リットル につきミリグラ ム)	16 (日間平均 8)	リン含有量 (単位 1 リットル につきミリグラ ム)	16 (日間平均 8)